

地方版総合戦略の改訂について

令和 8 年 1 月

内閣官房地域未来戦略本部事務局

地方版総合戦略の位置づけ（まち・ひと・しごと創生法の概要）

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

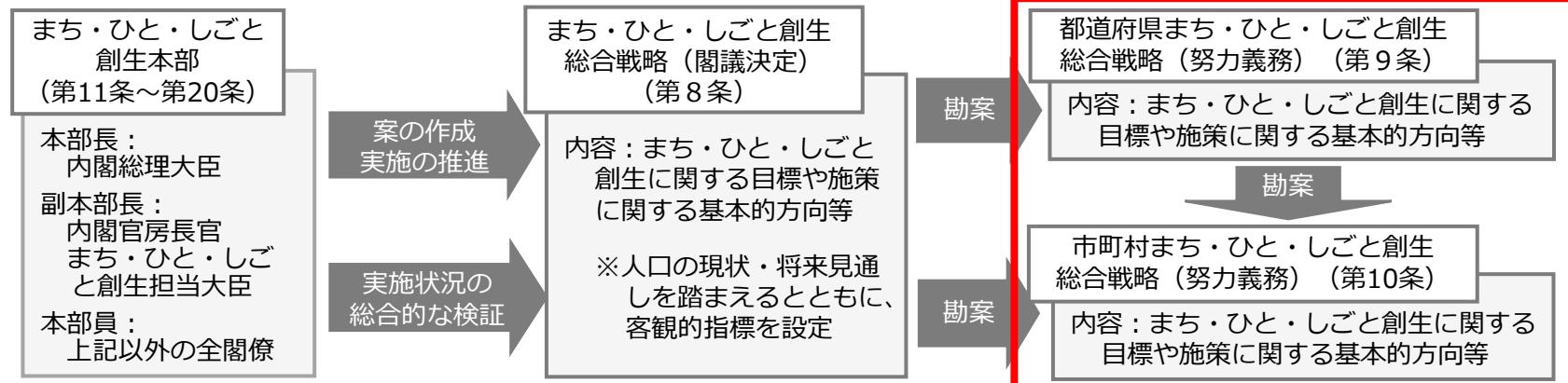
ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める



施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

地方創生に関する総合戦略の勘案について

【閣副第917号・府地創第416号】「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～を勘案した地方版総合戦略の策定・改訂について」(令和7年12月23日付け通知)

本日、2025年度を初年度とする5か年の新たな「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」（以下「本総合戦略」という。）が閣議決定されました。

本総合戦略は、これまでの地方創生の取組をフォローアップするとともに、地方創生施策の推進戦略を取りまとめたものです。

国としては、これまでの地方創生で進めてきた取組に加えて、地方が持つ伸び代をいかすことで、国民の暮らしと安全を守り、地方に活力を取り戻すことを目指し、「強い経済」の実現に力点を置いた形で取りまとめる全体戦略である「地域未来戦略」を来年夏を目途に取りまとめることとしています。

地方においては、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条及び第10条に基づき、国の総合戦略を勘案し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するよう努めなければならないこととされています。

つきましては、各地方公共団体において、それぞれの地域の実情に応じて、地方版総合戦略についての検討・策定・改訂に努めていただく等、対応をお願いいたします。その際、別途提供する「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和7年12月版）」に留意すべき事項を記載していますので、参考にしていただくようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村長並びに一部事務組合の管理者及び広域連合の長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

- 「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」の閣議決定を踏まえ、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」を勘案した地方版総合戦略の策定・改訂について（通知）」を発出し、併せて、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和7年12月版）」を改訂。

※ 「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和7年12月版）」については、以下のホームページに掲載しています。

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chihouban/index.html>

見直しの主な内容

「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」を踏まえ、地方公共団体自らの創意工夫により、地域の特性をいかした取組を地域の多様なステークホルダーと連携しながら進めていただく観点から、地方版総合戦略の手引きについて、以下の見直しを行う。

- ①都道府県と市町村に求められる役割についての記載を追加（P2～5）
- ②広域リージョン連携に係る説明を追加（P6）
- ③ロジックモデルの構造等に係る説明を追加（P13～14）
- ④戦略に盛り込むべき政策分野の記載を変更（P18）
- ⑤国の地方公共団体に対する戦略策定支援策の例示等を追加（P19～20）
- ⑥特徴的な事例（例示）を変更・追加

①都道府県と市町村に求められる役割についての記載を追加 (P2~5)

- ・都道府県と市町村に求められる主な役割を追記

(広域自治体である都道府県)

- ・市町村に先行して、地域の多様なステークホルダーを巻き込みながら、都道府県としての将来の在り方を検討した結果を踏まえ、地方版総合戦略の策定等を行うこと
- ・市町村間連携の枠組みの提示、国の様々な政策や制度を市町村に適切に伝達・展開すること

(基礎自治体である市町村)

- ・地方創生を現場で中心的に担う主体として、地域の多様なステークホルダーを巻き込み、一緒になって地方創生を推進するリーダーシップを発揮すること
- ・人口減少を正面から受け止めた上での施策展開や、若者や女性に選ばれる地域づくりなどの新しい視点も取り入れながら、地方創生の施策を力強く進めていくこと

②広域リージョン連携に係る説明を追加 (P 6)

- ・産業政策や観光振興など地域の成長に繋がる施策を、都道府県域を超えた地方公共団体と経済団体や企業、大学、研究機関等の多様な主体の連携により、面的に展開する「広域リージョン連携」の積極的な推進が期待される旨追記

③ロジックモデルの構造等に係る説明を追加 (P13~14)

- ・国の総合戦略において設定したロジックモデル（インパクト、アウトカム、アウトプット）の構造を説明。地方公共団体においても、上記ロジックモデルを参考として、それぞれの地域の実情に応じながら戦略期間のうちに実施する施策を検討し、地方版総合戦略に盛り込むことが適切である旨追記

④戦略に盛り込むべき政策分野の記載を変更 (P18)

- ・地方版総合戦略に盛り込むべき施策としては、基本構想で示したとおり、①人口減少を正面から受け止めた上での施策展開、②若者や女性に選ばれる地域づくり、③異なる要素の連携と「新結合」、④A I・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装、⑤都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進、⑥好事例の普遍化（点から面へ、地域の多様なステークホルダーの連携）を中心とすることが望まれる旨追記

⑤国の地方公共団体に対する戦略策定支援策の例示等を追加 (P19~20)

- ・地方版総合戦略の策定、改訂にあたっては、地域経済に関するデータを活用し、各地域の強み、弱みを客観的に把握するためにも、地域経済分析システム（RESAS）のほか、RAIDAや地方創生「地域課題」ダッシュボード等も活用いただきたい旨追記

⑥特徴的な事例（例示）を追加・変更

- ・手引きの以下の各項目に、国の総合戦略を踏まえた例示や、地方公共団体における特徴的な取組事例などを追加（変更）

- ・都道府県の役割（P3）
- ・都道府県と市町村の連携（P6）
- ・策定、改訂プロセスの重要性（P7）
- ・効果検証の重要性（P10）
- ・重要業績評価指標（KPI）（P16）
- ・「地域経済分析システム」等の活用（P20）
- ・市町村の役割（P3～5）
- ・広域リージョン連携（P6）
- ・住民・産官学金等の参画と推進組織（P8）
- ・地方版総合戦略の名称（P11）

○地方版総合戦略改訂総合相談窓口

地方版総合戦略の策定、改訂に関する相談窓口を設置しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

【メール】 chihou-senryaku@cas.go.jp

【電話】 03-6257-1421（内閣官房地域未来戦略本部事務局内）

【趣旨】

- 令和7年6月に閣議決定された地方創生の基本構想においては、全国各地で取り組まれている地方創生の好事例を点で終わらせず、面へと広げる普遍化が重要とされている。
- これを踏まえ、「若者・女性から選ばれる地域づくり」や「地方への人の流れの創出」といった地方創生の特徴的な施策であり、かつ、他の自治体のモデルとなる先進的な事業について、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイス等を通じた全国への普遍化を推進する。

【普遍化する取組の例】

兵庫県豊岡市

若者・女性から選ばれる地域づくり（アンコンシャスバイアスやジェンダーギャップの解消）

自治体と事業所が連携した男女格差是正の取組

- 女性が働きたい仕事・職場への変革に積極的に取り組む市内17事業所（市役所含む）で「ワークイノベーション推進会議」を設立（2018年10月）。2025年10月には129事業所に拡大
- 市内事業所における働きやすさと働きがいに関する「従業員意識調査」を実施
- 従業員支援制度の充実度・実績や従業員満足度による表彰制度によりワークイノベーションを推進



▲表彰制度「あんしんカンパニー」のロゴ ※豊岡市作成資料より抜粋

山梨県丹波山村

地方への人の流れの創出（親子留学）

特色ある教育を核とした親子留学による移住促進

- 都心からのアクセスの良さを生かし、都市と山村の生活を両立させた二地域居住型の親子留学を推進
- 山村留学をはじめとした移住相談の窓口を「丹波山村移住定住推進協議会」が請け負い、相談体制や情報発信を強化
- 夏休みに合わせて、川遊びなどを交えた見学会を開催し、移住後のイメージを持ってもらう体験の機会を提供



▲移住見学会の様子 ※丹波山村提供

【アドバイザー派遣申込みの方法等】

右記QRコードから総務省HP(<https://www.soumu.go.jp/iken/management/index.html>)にアクセスいただき、アドバイザーの選定と申込み手続を行ってください。

※1 令和7年度の派遣申込みは**令和8年2月27日(金)まで**受け付けています。

※2 派遣経費(謝金・旅費)は地方公共団体金融機構が負担するため、**自治体側の費用負担はございません**。

